

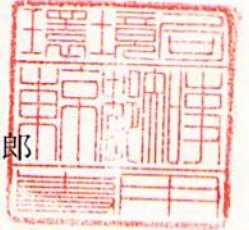


優良特定地球温暖化対策事業所認定通知書

23環都総第126号
平成23年 5月26日

独立行政法人 日本貿易振興機構
理事長 林 康夫 殿

東京都知事 石原 慎太郎



平成22年12月28日付けで申請のあった次の事業所の地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所の基準への適合及び削減義務率の減少について、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の15第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

事業所の名称	アーク森ビル	
事業所の所在地	東京都港区赤坂一丁目12番32号	
指定番号	0686	
基準への適合及び削減義務率の減少の決定	① 地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所の基準に適合することを認め、次のとおり削減義務率を減少する。	
	削減義務率を減少する期間	減少後の削減義務率
	平成22年度から 平成26年度まで	基準排出量決定通知書により通知される削減義務率の値の4分の3
	② 地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所の基準に適合すると認められないので、削減義務率を変更しない。	
備考		



〔教示〕

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。